

公益社団法人 広島県環境保全センター 定款

(平成22年5月27日全部変更、平成23年4月1日施行)

(平成30年6月5日一部変更、同日施行)

(平成元年6月5日一部変更、同日施行)

(令和4年6月17日一部変更、令和4年6月18日施行)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島県環境保全センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、浄化槽の浄化機能に関する検査等の環境管理事業を行うほか、浄化槽に関する正しい知識を普及するとともに、浄化槽の調査、研究を実施することにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第7条及び第11条の規定に基づき、指定検査機関として行う水質に関する検査の事業
- (2) 浄化槽に関する正しい知識の普及事業
- (3) 浄化槽に関する研修会の実施及び情報の提供
- (4) 浄化槽に関する調査及び研究
- (5) 浄化槽に関する図書及び機関紙等の発行
- (6) 関係行政機関及び関係団体の施策に対する協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、広島県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の設計、製造、施工、維持管理を業とする個人又は法人

(2) 賛助会員

この法人の事業に密接な関係を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した者

(3) 特別会員

浄化槽について学識経験を有する者等で、理事会において推薦された者

(入会)

第6条 会員（特別会員を除く。）になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員（特別会員を除く。）は、この法人の活動に必要な経費に充てるために、総会において別に定める額の入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならぬ。

2 前項の会費等についてはその全額を管理費用に充当するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、この法人は、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 理事長は、前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員（特別会員を除く。）の同意があったとき。

（拠出金品の不返還）

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

（構成）

第12条 総会は会員（特別会員を除く。以下この章において「会員」という。）をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

（開催）

第14条 総会は、定期総会として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会参考書類に記載すべき事項

4 理事長は、総会の日の2週間前までに、会員に対し、前項第1号、第2号及び総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を記載した書面により通知しなければならない。

5 前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総会参考書類
- (2) 議決権行使書面

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長とする。

3 理事のうちから常務理事1名をおくことができる。

4 第2項の理事長をもって、法人法に定める代表理事とする。

5 第2項の副理事長及び第3項の常務理事をもって、法人法に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(資格)

第24条 法人法第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を行ふ。

3 副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は法令に規定されたその他の職務を行い、権限を行使することができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 役員には、その職務の執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。（令和4年6月17日一部変更）

2 役員には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために必要

な費用を弁償することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(相談役等)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問を2名以内及び相談役を5名以内置くことができる。

2 顧問は、理事長の要請を受け、理事長に対し、この法人の運営上重要な事項及び経験や知識を活かした技術・専門的事項について、意見を述べることができる。

3 相談役は、理事長の要請を受け、理事長に対し、この法人の運営上重要な事項について、意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役は、この法人の運営に顕著な功績があった有識者の中から、2年を任期として、理事会が選任する。

5 報酬その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める規定による。（令和4年6月17日一部変更）

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他法令で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序による理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した

理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会及び部会を設置する。

- (1) 済付槽検査委員会
- (2) その他理事会が必要と認めた委員会又は部会

2 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規定による。

第8章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び検査員その他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備え置き帳簿及び書類)

第44条 事務局には、法令で定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第45条 別表の財産は、公益目的事業の用に供するために保有する財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するた

めに善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(財産の管理)

第46条 この法人の財産は、理事長が管理し、基本財産以外の財産の管理方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員（特別会員を除く。）名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的財産残額の算定)

第50条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第51条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議及び総会において、出席会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第53条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成23年4月1日）
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、大森雄嗣とする。

別表 基本財産（第45条関係）

財産の種別	場所・物量等
土地	2311.66m ² 広島県広島市安佐南区大塚西四丁目2番3

附 則

この定款は、平成30年6月5日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月5日より施行する。

附 則

この定款は、令和4年6月18日より施行する。